

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(試験の運用)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(指定試験機関)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、<u>第6条第2号</u>の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(手数料の徴収)</p>	<p>(指定登録機関)</p> <p><u>第3条</u> 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を社団法人岩手県建築士会（昭和34年3月20日に社団法人岩手県建築士会という名称で設立された法人をいう。以下「指定登録機関」という。）に行わせる。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は第7条第1号の手数料を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は同条第2号又は第3号の手数料を、指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により納付された手数料は、指定登録機関の収入とする。</p> <p>(試験の運用)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(指定試験機関)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、<u>第7条第4号</u>の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(手数料の徴収)</p>

第5条 法第4条第2項又は第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者、受験者及び法第23条第1項又は第3項の規定により一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第6条 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料 1件 18,000円

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(手数料の不還付)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

第6条 登録申請者、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者、受験者及び法第23条第1項又は第3項の規定により一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第7条 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 1件 19,200円

(2) 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料 1件
5,900円

(3) 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料 1件
5,900円

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(手数料の不還付)

第8条 [略]

(補則)

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の建築士法施行条例第3条第1項に規定する事務に関し知事に対してされた申請に係る事務については、なお従前の例による。